

債券報告書

事業年度 自 平成14年4月1日
(第4期) 至 平成15年3月31日



DBJ

日本政策投資銀行

1．この債券報告書（第4期）（以下、「本報告書」という。）は、日本政策投資銀行（以下、「当行」という。）が、第4期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を記載して作成した、平成15年6月30日付けの書類です。

当行は、日本政策投資銀行法第43条に基づき、財務大臣の認可を受けた日本政策投資銀行債券の発行に係る基本方針に則って、日本政策投資銀行債券を発行する際に、債券内容説明書（以下、「説明書」という。）を作成しておりますが、本報告書は、第5期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）に係る同様の債券報告書が作成される日までに発行される日本政策投資銀行債券にかかる説明書中にその写しが綴じ込まれる予定です。

2．日本政策投資銀行債券については、証券取引法第3条が適用されることから、日本政策投資銀行債券に関しては、証券取引法第2章の規定は適用されません。

従って当行は、同法第24条に基づく有価証券報告書の提出義務を負っていませんが、当行は、今後毎事業年度及び毎半期ごとに、上記の記載事項を記載した債券報告書及び半期債券報告書を作成し、原則として毎年6月末日及び12月末日を目途として公表する方針を有しています。公表の方法については、債券報告書及び半期債券報告書を本支店に備え置き開示するとともに、当行ウェブサイトにも掲載する予定です。

3．当行の財務諸表は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成しています。

第3期（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）及び第4期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）につきましては、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）」に基づいて作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けた財務諸表（企業会計基準に準拠）を、本報告書において併記しています。

さらに、第4期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」に基づいて連結財務諸表を作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けており、本報告書において併記しています。

（注） 本報告書中の数値は特に他の記載がない限り、企業会計基準に準拠したものです。

目 次

	頁
第 1 法人の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	4
3 事業の内容	5
4 関係会社の状況	21
5 従業員の状況	21
第 2 事業の状況	22
1 業績等の概要	22
2 対処すべき課題	41
3 経営上の重要な契約等	43
4 研究開発活動	43
第 3 設備の状況	44
1 設備投資等の概要	44
2 主要な設備の状況	44
3 設備の新設、除却等の計画	44
第 4 法人の状況	45
1 資本金の推移	45
2 役員の状況	46
第 5 経理の状況	51
1 連結財務諸表等（企業会計基準準拠）	51
2 財務諸表等（企業会計基準準拠）	69
3 財務諸表等（特殊法人等会計処理基準準拠）	90
4 企業会計基準準拠財務諸表についての補足	118